

特定非営利活動法人北広島市スポーツ協会表彰規程

平成 27 年 4 月 1 日施行
令和 2 年 1 月 31 日改正
令和 3 年 5 月 19 日変更
令和 6 年 10 月 16 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、スポーツ大会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの振興に寄与した者の顕彰に関し、必要な事項を定め、もってスポーツの振興と普及に資することを目的とする。

(表彰の種類及び基準)

第 2 条 特定非営利活動法人北広島市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）が、スポーツ大会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの振興等に寄与した者に対して行う表彰は、次の各号のとおりとする。

- (1) スポーツ奨励賞
- (2) スポーツ功労賞
- (3) 周年事業における特別表彰

- 2 前項第 1 号に規定する表彰基準は、別表第 1 のとおりとする。
- 3 前項第 2 号に規定する表彰基準は、別表第 2 のとおりとする。
- 4 前項第 3 号に規定する表彰基準は、別表第 3 のとおりとする。

(推薦)

第 3 条 前条に規定する表彰の対象となる者（以下「候補者」という。）を推薦しようとする者は、毎年スポーツ協会が指定する期日までに、特定非営利活動法人北広島市スポーツ協会表彰候補者推薦書（別記第 1 号様式）をスポーツ協会に提出しなければならない。

- 2 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号の候補者は、表彰しようとする年の 4 月 1 日前 1 年間において、別表第 1 及び第 2 に規定する基準に該当した者とする。前条第 1 項第 3 号の候補者は、別表第 3 に規定する基準に該当した者とする。

(受賞者の決定)

第 4 条 第 2 条第 1 項各号の受賞者は、理事会において決定する。

(表彰の時期)

第 5 条 第 2 条第 1 項各号に規定する各賞の表彰は、賞状及び記念品を贈り、会長が行う。

- 2 表彰は、毎年 5 月に行う。ただし、特別の事情があるときは、変更することができる。

(表彰対象者の制限)

第 6 条 第 2 条第 1 項各号の表彰を受けた者は、再度当該表彰の対象としないものとする。ただし、団体にあつては、該当受賞後登録選手の 3 分の 2 以上に変更がある場合は、この限りでない。

(受賞者名簿)

第 7 条 受賞者の氏名、名称その他必要な事項は、特定非営利活動法人

北広島市スポーツ協会表彰受賞者名簿（別記第2号様式）に登録し、保存するものとする。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

変更後の規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月16日から施行する。

別表第1（第2条関係）

表彰の種類	対 象	基 準
スポーツ 奨励賞	(1)スポーツ協会加盟団体に所属している団体及び個人 (2)北広島市スポーツ少年団本部に加盟している団体及び当該団体に所属している個人	地区予選を経て又は一定の基準に基づく推薦を受けて、全道規模以上のスポーツ大会に出場した個人及び団体

別表第2（第2条関係）

表彰の種類	基 準
スポーツ 功労賞	(1)スポーツの振興に10年以上にわたって尽力し、功労顕著な個人又は団体 (2)各種スポーツ競技において10年以上にわたって指導を行い、他の模範と認められる個人 (3)北広島市のスポーツ振興のために、スポーツ協会に寄付又はこれに相当する行為を行った個人及び団体

備考

- 1 指導歴の年数は、前年の4月1日現在を基準とする。
- 2 基準第1号、第2号については、対象年齢を表彰する年の4月1日現在で満50歳以上の者とする。
- 3 基準第2号の指導歴には、審判歴を含む。

別表第3（第2条関係）

表彰の種類	基 準
周年事業における 特別表彰	スポーツ協会へ多大な功績があり、役員を退いた個人